

平成二十三年三月八日受領  
答弁第一〇六号

内閣衆質一七七第一〇六号

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員馳浩君提出スポーツ基本法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出スポーツ基本法案に関する質問に対する答弁書

一について

スポーツは、国民の心身の健全な発達や明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に重要な役割を果たすものと考えている。

二について

スポーツの振興を図ることは、国民の心身の健全な発達や明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものと考えている。

三について

御指摘の「自由民主党・公明党案の「スポーツ基本法案」」及び「検討されている民主党案」は、いずれも政府において検討しているものではなく、お尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えた

四及び五について

文部科学省としては、スポーツに関する施策を総合的に推進するための体制を整備することは必要であ

ると考えているが、お尋ねの「スポーツ庁」のような組織については、行政組織の新設につながる問題であるため、十分な検討を行う必要があると考えている。なお、政府において、「障害者スポーツをスポーツ庁の所管にすることで調整に入った」という事実はない。

六について

国民体育大会は、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとして、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して毎年開催しているものであり、今後も同様に開催することとしている。文部科学省としては、同大会は、競技水準の向上やスポーツの普及等に重要な役割を果たしていると考えており、今後とも、同大会の円滑な運営に資するため必要な援助を行ってまいりたい。